

保護者様

美作市教育委員会

日本スポーツ振興センターについて

学校管理下において（授業中、遠足・修学旅行等行事、登下校等）不慮の事故で負傷した場合、これを救済する制度があります。これは、美作市と日本スポーツ振興センター（法律で定められた特別の団体）が契約して、日本スポーツ振興センター法の定めにしたがって、そのけがについて、健康保険法に基づく治療費の自己負担分等が、幼児・児童・生徒の保護者に対して支払われる制度です。（詳しくは美作市教育委員会もしくは学校でお尋ねください。）

なお、美作市教育委員会は、保護者の同意を得て、お子様について（在園・在学期間中）日本スポーツ振興センターと契約を結ぶしますので、上記事情をご理解ご賢察の上、是非とも加入して頂きますようお願いいたします。

記

◎ 日本スポーツ振興センター1年間の掛金の負担額は次のとおりです。（平成27年度）

校 種 別	保 護 者 負 担	美 作 市 負 担	掛 金 総 計
小・中 学 校	450円	495円	945円

※ 上記掛金のうち、保護者負担分を毎年納めてください。負担額が改定された場合はお知らせします。

◎ 給付される医療費、見舞金は次のとおりです。

- 1 医療費…健康保険適用の医療費総額5,000円以上の場合に、その3割（又は2割）が原則として支給され、1割が雑費の充当分として支給されます。
ただし、高額療養費に該当する場合は算定方法が異なります。
医療給付は10年間受けられます。
- 2 障害見舞金…けがが治っても、日常生活に支障をきたすような後遺症が残った場合、その程度に応じ障害見舞金が支給されます。
- 3 死亡見舞金…事故がもとで死亡されたときは、死亡見舞金が支給されます。

◎ 美作市は中学校卒業まで医療費が無料ですが、学校管理下で起きたけがについては、日本スポーツ振興センターの医療費を優先しますので、美作市乳幼児医療費給付制度の利用は出来ません。医療機関で窓口負担分（3割）を支払っていただき、後日、支払った医療費と1割の雑費（見舞金の加算）の支給を受けることになります。

◎ 手続きについて

- (1) 災害がおこり医療機関で受診する場合は、担任・養護教諭に連絡をお願いします。
- (2) 受診した場合は振興センター所定の用紙（医療の状況）をお渡ししますので、お手数ですが医療機関に提出してください。
- (3) 医療機関で記入していただいた書類は、学校又は園に提出してください。申請書類と併せて提出しますので、できれば翌月の3日までに提出願います。

医療機関等より受け取った領収書は、請求の際に学校又は園へ提出してください。

- (4) その他、詳細は学校（養護教諭）又は園へ問い合わせてください。